

平成 29 年度地下水質測定結果について 概要

水質汚濁防止法第 16 条の規定により策定した「平成 29 年度地下水質測定計画」に基づき実施した調査の結果は以下のとおり。

1 概況調査

(1) 調査の目的

地下水の水質汚濁に係る環境基準が定められている項目について、全体的な地下水質の状況を把握する。(概ね 2km 四方に区切った県内 264 区域を 5 年で一巡できるように調査を実施する。)

*用語

区域	概況調査の対象として設定した県内を概ね 2km 四方に区切った範囲を示しています。
地点	調査対象とした井戸のことを示しています。
地域	調査対象項目毎の調査対象となる範囲を示しています。

(2) 調査の結果

調査区域数	検出区域数
54 区域 (60 地点) 【環境基準項目】	5 区域 (5 地点) 【砒素、トリクロエチレン、テトラクロエチレン】

2 検出井戸周辺調査

(1) 調査の目的

概況調査や事業場による事業場敷地境界での調査等により新たな項目が検出され、その物質の広がりを確認する必要がある場合等に、環境基準値を超過する汚染の有無や検出範囲等を確認する。

(2) 調査の結果

- 概況調査で検出のあった 5 区域 (5 地点) については、過去に検出井戸の周辺調査を行うなどにより、既に汚染の広がりの状況が把握できているため、検出井戸周辺調査は実施していない。
- 事業者が実施した敷地内の地下水調査を契機に、14 地点で周辺調査を実施しました。その結果、調査対象とした項目が全て不検出であり、事業場敷地外での汚染は確認できなかったことから、次年度は継続監視調査を実施せず、事業者による地下水調査およびその結果報告による監視を行う。

3 継続監視調査

(1) 調査の目的

検出井戸周辺調査により前年度までに環境基準値を超過した地点等を含む地域において、継続的に監視を行う。

(2) 調査の結果

調査地域数	検出地域数	超過地域数
55 地域 (217 地点) 【有機塩素系化合物 (18 地域)、 砒素 (16 地域) 等】	52 地域 (130 地点) 【有機塩素系化合物 (17 地域)、 砒素 (15 地域) 等】	42 地域 (75 地点) 【有機塩素系化合物 (14 地域)、 砒素 (13 地域) 等】

- 汚染監視調査地域のうち、8 地域において、全地点で監視対象項目が環境基準値以下となったことから、来年度は経過観察調査を実施する。
- 経過観察調査地域のうち、4 地域において、監視対象項目が 2 年連続で環境基準値以下となったことから、今年度で継続監視調査を終了する。

- 経過観察調査を行った地域のうち、1地域において、再び環境基準値を超過したため、来年度は汚染監視調査を実施する。
- その他の地域のうち、採水不可であった1地域を除き、過去の調査結果と検出濃度を比較すると、概ね横ばいもしくは濃度低下の傾向が見られた。

図表 調査方法の概要

